奈良県告示第五百五十六号

たので、 第三十条第一項の らし創造部景観 奈良県希少野生動植物の保護に関する条例 同条第四項の規定によりその ·環境局景観 規定により、 自然環境課において一 特定希少野生動植物力 概要を告示 (平成二十一年三月奈良県条例第五十号) į 般 ワゼ 当該保護管理事業計画を奈良県く の閲覧に供する。 ンゴ 保護管理事業計画を定め

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一対象とする種

カワゼンゴ

二 事業の目標

経年的なモニタリングを行 い 生育環境の悪化に対し て迅速な対処を可能とするこ

لح

三 事業を行う区域

県内の本種が生育する地域

四 事業の内容

事業計画は、次のとおりとする。

1 生育地の巡視

希少野生動植物保護巡視員等による定期的な巡視及びモニタリングによる生育状

況等の把握

2 分布の把握

本種の分布の把握

3 ニホンジカによる採食防止の検討

ニホンジカの 生息数及び採食状況の把握並びに侵入防止方法の検討

4 生育域外保全

生育域外保全の実施方法及び体制の検討

5 協働・啓発活動

関係行政機関、県民等への普及啓発の推進